

株式会社岡山建設「(仮称) 大間奥戸風力発電事業環境影響評価方法書」
に対する勧告について

令和6年5月29日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、「(仮称) 大間奥戸風力発電事業環境影響評価方法書」について、株式会社岡山建設に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、青森県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所： 青森県下北郡大間町
原動力の種類： 風力（陸上）
出力： 最大46,200kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和5年 11月 6日
住民意見の概要等受理	令和6年 1月 30日
青森県知事意見受理	令和6年 4月 30日
経済産業大臣勧告発出	令和6年 5月 29日

問合せ先： 電力安全課 一ノ宮、中村
電話03-3501-1742（直通）

株式会社岡山建設「(仮称) 大間奥戸風力発電事業環境影響評価方法書」
に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 対象事業実施区域周辺には、他事業者による既設及び計画中の風力発電事所があることから、累積的な環境影響が想定される環境影響評価項目について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 水質の調査に当たっては、土砂の流出や濁水等による影響が懸念されることから、局所集中的な降雨の傾向を踏まえ、適切な調査地点を設定するなど適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 対象事業実施区域及びその周辺は、猛禽類、ガン・カモ・ハクチョウ類の渡りルートとなっているほか、イヌワシ・クマタカの生息が確認されていることから、専門家の助言を踏まえ必要に応じて調査の追加や見直しを検討するとともに、鳥類の調査に当たっては、適切な調査地点及び時期を設定するなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
4. 魚類の調査について、対象とする種の特性も踏まえ、適切な調査時期を設定すること。
5. 植物の調査について、地域特性等を考慮する等、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
6. 対象事業実施区域には、大間鳥獣保護区及び植生自然度9に該当する自然植生が存在しており、森林生態系や動植物の生息・生育環境への影響が懸念されることから、工事の実施や地形改変等が生態系に与える影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。
7. 景観の調査について、樹木の繁茂期及び落葉期等を考慮する等、適切な調査時期を設定すること。

(青森県知事からの意見書の写しを添付)